

給与見守りレポート | 2026年10月支払い分

毎月の給与に、確かな点検を。

株式会社 御中

点検日時 2026年10月12日 04:19

月末締め・翌月末日払い | 社会保険料は翌月徴収 | 勤怠 2026年9月1日～9月30日

給与を確定する前に、修正が4件と確認が3件必要です。

■ NO-GO | 確定の前に修正が必要です

まず対応する7件 — 給与の確定まで

- ① 勤怠の記録を実際の勤務どおりに直す（打刻漏れ 1名・勤怠の未入力 1名・休憩不足 3名） [2ページ](#)
- ② 随時改定後の標準報酬月額を登録する（1名） [3ページ](#)
- ③ 定時決定の標準報酬月額を登録する（2名・前回から継続） [3ページ](#)
- ④ 休業中の方の社会保険料の免除を登録する（1名） [4ページ](#)
- ⑤ 最低賃金を下回る方の単価を直す（2名・前回から継続） [5ページ](#)
- ⑥ 勤怠の記録が無い方の勤怠を入力する（5名） [6ページ](#)
- ⑦ 支給項目の変化を確認する（5名） [7ページ](#)

先月からの変化・手続き 給与の確定前に、意図どおりか確かめる

どこの変化か	変わったところ	詳細
従業員情報	登録内容の変更（15名）	7ページ
勤怠	勤怠時間の先月からの大きな変化（5名）	8ページ
給与明細	控除項目の変化	8ページ
給与明細	随時改定の観察中： (3)・ (13)	9ページ

そのあと対応する2件

必要な対応	詳細
2026年11月支払い分の計算を始める前	
随時改定の月額変更届を提出する（1名）	9ページ
10/31（取得の期限）	
有給休暇の年5日の取得を進める	10ページ

前回からの進捗

次の見守り

前回から続いている対応が2件あります（「前回から継続」の印の行）
今回の修正4件と確認3件とそのあとの対応2件が済んだかを、次の見守りで確かめます。
随時改定の観察中の方（2名）は、3か月の平均がそろった月に判定します。

このレポートの読み方 まず、1ページの対応一覧をお読みください。対応の方法は、各行のリンク先に書いています。氏名の後ろの括弧内の数字は社員番号です。全部の点検項目は、点検一覧（[11ページから](#)）に載せています。対象の方のお名前は、別紙『付録（対象の方の一覧）』に載せています。

発行：NOTsha株式会社 / 監修：スポット社労士くん社会保険労務士法人 | 担当：  

案件詳細

勤怠の記録を実際の勤務どおりに直す ■ 修正が必要（勤怠の間違い）

対象 2026年9月の勤怠（2026年10月支払い分）

必要な対応

2026年10月支払い分の給与の確定までに、打刻漏れ 1名 を直してください。

勤怠の未入力 1名は、出勤した日に記録が無いのか休みの日かを確認、出勤した日は実際の勤務どおりに入力してください。

休憩不足の記録がある3名について、その日に実際に休憩を取ったかを確認してください。

休憩を取ったのに記録していない日は、休憩を記録し、その労働時間で給与を計算してください。

休憩を取れていなかった日は記録を直さず、その労働時間で給与を計算してください。

確認できた事実

freee の勤怠モニター（2026年9月分）に、打刻漏れのある方が1名、勤怠が未入力の日がある方が1名、休憩不足の記録がある方が3名います。

種類	お名前	日数	日付
打刻漏れ	 (6)	1日	9月15日
休憩不足	 (6)	1日	9月30日
休憩不足	 (25)	2日	9月10日・9月15日
休憩不足	 (28)	4日	9月7日・9月8日・9月15日・9月28日

未入力・打刻漏れは、月給の方について見えています（時給・日給の方はシフトの無い日が未入力に見えるため対象外）。

勤務・賃金設定「役員」には休日の登録が無いため、freee は休みの日も未入力に数えます。

勤怠の記録が1日もない方6名は、未入力に数えていません（勤怠の入力の件で扱います）。

月の勤怠締め申請は画面で確認した25名のうち、勤怠モニターの対象の24名とも未提出です。

対応後の確認事項

直した日・確かめた日の勤怠が、打刻・シフト表どおりであること。

[1ページの対応一覧へ戻る](#)

随時改定後の標準報酬月額を登録する

■ 修正が必要（標準報酬の間違い）

対象 (5) / 2026年10月支払い分

点検項目：随時改定（月額変更）の反映

必要な対応

freeeの標準報酬月額を、年金事務所の標準報酬改定通知書の金額に直してください。
改定が始まった月までさかのぼって直し、その間の保険料の差額を精算してください。
月額変更届をまだ出していない場合は、月額変更届の提出が必要です。

確認できた事実

2026年7月 に固定給が変わったため、2026年10月 から標準報酬（保険料のもとになる金額）を見直す必要がありますが、まだ反映されていません。

いまの標準報酬	いまの段階	見直し後の段階
410,000円	27段階目	30段階目

随時改定の対象の方ですが、標準報酬月額が改定後の等級に変わっていません。

給与への影響・根拠

随時改定後の標準報酬月額が登録されていないと、健康保険料・厚生年金保険料が改定前の額のまま控除されます。

対応後の確認事項

標準報酬改定通知書の改定年月と改定後の標準報酬月額が、freee の登録と同じであること。
改定月からの給与明細の社会保険料が、新しい等級の保険料額表の額と同じであること。

[1ページの対応一覧へ戻る](#)

定時決定の標準報酬月額を登録する

■ 修正が必要（標準報酬の間違い）

対象 (5) ・ (27) / 2026年10月支払い分

前回から継続：2名とも2026年9月支払い分から（2か月目）

点検項目：定時決定（算定基礎）の反映

必要な対応

決定通知書の標準報酬月額を、2026年10月支払い分から適用されるように
freee に登録してください。

確認できた事実

4～6月のお給料の平均から計算した9月分からの標準報酬月額と、いまの登録の金額が違います。
経費精算の支給がある6名は、経費精算の支給を除いた報酬の計算が要するため今月は点検していません。

お名前	4～6月の平均	計算した標準報酬月額（9月分から）	いまの登録
(5)	50,000円	58,000円	410,000円
(27)	244,103円	240,000円	410,000円

定時決定の標準報酬月額を登録する

■ 修正が必要（標準報酬の間違い）

（続き）

※ 平均は、4～6月のうち支払基礎日数が17日以上のある月だけで計算します（この方は2か月）。

給与への影響・根拠

定時決定の標準報酬月額は、2026年10月支払い分の保険料から適用されます。

標準報酬月額を変更してください。

対応後の確認事項

標準報酬決定通知書の9月からの標準報酬月額と、freeeの登録が同じであること。

2026年10月支払い分の給与明細から、新しい保険料が控除されていること。

[1ページの対応一覧へ戻る](#)

休業中の方の社会保険料の免除を登録する

■ 修正が必要（金額の間違い）

対象 （20）／2026年10月支払い分

点検項目：産前産後・育児休業中の社会保険料の免除

必要な対応

支払い済みの給与で引いた免除の月の保険料は、ご本人に返してください。

育児休業（2026年5月15日から）の保険料の免除には、産前産後休業の申出とは別に、育児休業等取得者申出書の提出状況を確認し、未提出なら提出してください。

確認できた事実

免除の月なのに、保険料が引かれています（2026年3月支払い分）

免除の月の保険料を、従業員情報の直接入力で0円にしています（2026年5月支払い分・2026年6月支払い分・2026年7月支払い分・2026年8月支払い分・2026年9月支払い分・2026年10月支払い分）。

- 産前産後休業（2026年2月6日～2026年5月14日）・育児休業（2026年5月15日～2027年3月18日）の登録があります。
- 保険料が免除されるのは2026年2月分から2027年2月分までです。

支給の月	保険料の月	本人の保険料	明細
2026年3月支払い分	2026年2月分	23,978円	保険料が引かれています
2026年5月支払い分	2026年4月分	0円	従業員情報の直接入力で0円
2026年6月支払い分	2026年5月分	0円	従業員情報の直接入力で0円
2026年7月支払い分	2026年6月分	0円	従業員情報の直接入力で0円
2026年8月支払い分	2026年7月分	0円	従業員情報の直接入力で0円
2026年9月支払い分	2026年8月分	0円	従業員情報の直接入力で0円
2026年10月支払い分	2026年9月分	0円	従業員情報の直接入力で0円

給与への影響・根拠

産前産後休業・育児休業の期間の社会保険料は、届出により、本人負担・会社負担とも免除されます。登録が無いと、保険料が控除されます。

対応後の確認事項

取得者確認通知書の休業期間に対応する給与明細で、健康保険料・厚生年金保険料・子ども・子育て支援金が0円であり、明細の直接編集の印が付いていないこと。

このあとの確認予定

休業が終わった月の分から保険料が控除されること。

復職後の給与で、基本給や手当が復職後の金額で支給されること。

[1ページの対応一覧へ戻る](#)

最低賃金を下回る方の単価を直す

▲ 確認待ち（金額の確認）

対象 (28)・(30) / 2026年10月支払い分

前回から継続：(28) は2026年9月支払い分から（2か月目）

点検項目：最低賃金との比較

必要な対応

確認の結果に応じた対応

- 時給換算が最低賃金を下回る場合は、最低賃金以上の単価に直してください。
- 職務手当など最低賃金に含められる手当がある場合は、その手当を含めた時給換算で判断してください。

確認できた事実

2名とも、時給に換算すると、地域の最低賃金を下回る可能性があります。

お名前	月給	月平均所定労働時間	時給に換算	地域の最低賃金
(28)	194,000円	158.64時間	1,223円	1,226円
(30)	194,000円	158.64時間	1,223円	1,226円

※ 登録の所定労働時間が契約と違う場合は、先に所定労働時間を契約どおりに直してください。

契約どおりの場合は、最低賃金以上になるよう賃金を直し、不足分を支給してください。

最低賃金を下回る方の単価を直す

▲ 確認待ち（金額の確認）

（続き）

給与への影響・根拠

時間あたりの賃金が地域別最低賃金を下回ると、差額が未払いになります。

地域別最低賃金は、毎年10月ごろに改定されます。

対応後の確認事項

直したあとの給与明細で、時給（月給・日給の方は時給に換算した額）が地域別最低賃金以上であること。

特定最低賃金がある業種は、その額以上であること。

[1ページの対応一覧へ戻る](#)

勤怠の記録が無い方の勤怠を入力する

▲ 確認待ち（勤怠の確認）

対象 5名／2026年9月の勤怠（2026年10月支払い分）

点検項目：勤怠の入力（1か月分の記録）

必要な対応

確認の結果に応じた対応

- 打刻漏れの場合は、ご本人に勤怠を入力してもらい、締め直してから計算し直してください。
- 日給・時給の方でこの期間に勤務が無かった場合や、入社前・休業中・退職手続き中の方であれば、対応は不要です。

確認できた事実

勤怠が1日も入っていません（給与は支給されています）。

給与への影響・根拠

勤怠の記録が無い月は、残業代・欠勤控除が計算されません。

対応後の確認事項

締め直したあとの勤怠で、給与の対象期間の出勤日数と労働時間が、シフト表や出勤簿と同じであること。

[1ページの対応一覧へ戻る](#)

支給項目の変化を確認する

▲ 変化の確認

対象 5名／2026年9月支払い分と2026年10月支払い分の比較

点検項目：支給項目の変化（先月から）

必要な対応

意図しない変化（基本給や手当が無くなった・金額が変わった）がある場合は、正しい金額に直してください。

確認できた事実

1回の支給（今月か先月にあった支給）は1項目です。

項目	変わった方	先月 → 今月
特別調整手当	5名（増えた方0名・減った方5名）	別紙の給与見守りの付録3

給与への影響・根拠

基本給や手当の金額は、支給額と、残業代・社会保険料・所得税の計算のもとになります。

昇給・手当の変更・入社などの理由があれば、正しい変化です。

対応後の確認事項

直したあとの給与明細の基本給・手当の金額が、雇用契約書・辞令に書かれた金額と同じであること。

[1ページの対応一覧へ戻る](#)

先月からの変化・手続き

登録内容の変更（今月から・来月以降の予定）

－ 変化の確認

対象 15名／先月の登録と今月の登録の比較（来月以降の予定を含む）

15名の登録内容が先月から変わっています（いずれも手続きに関わる変更）。

同じ内容の方（2名）： (14) ・ (32)

健康保険の被保険者整理番号・厚生年金の被保険者整理番号が変わっています（内容は表示していません）。

15名に共通

標準報酬月額（健康保険・厚生年金）が一斉に変わっています（上がった方 14名・下がった方 1名）

（名簿は別紙の給与見守りの付録1・付録2）

大勢の標準報酬が同じ月に変わるのは、定時決定（算定基礎届）の新しい等級の反映や一斉の随時改定の際の通常の動きです。決定通知書の金額と違う方がいる場合は、通知書の金額に直してください。

入力ミスの場合は、給与の確定までに、年金事務所・健保組合の通知書のとおりに freee の登録を直してください。

勤怠時間の先月からの大きな変化

－ 変化の確認

対象 5名／2026年8月の勤怠と9月の勤怠の比較

先に確かめること

急変した5名のうち5名が同じ向き（減っている）に動いています。

勤怠の集計期間のずれなど、会社に共通の原因が無いかを先に確かめてください。

誤りと確認できた場合は、勤怠を直して計算し直してください。

総労働時間か時間外労働（36協定）が先月から20時間を超えて変わった方です。

- 太字は20時間を超えて変わった値です。

お名前	給与形態	総労働時間 (当月)	総労働時間の 増減	時間外労働 (36協定) (当月)	時間外労働の 増減
■■■■ (2)	月給	172.1時間	-21.1時間	20.1時間	+0.5時間
■■■■ (7)	月給	149.5時間	-26時間	0時間	-16.5時間
■■■■ (9)	月給	160.3時間	-22.2時間	8時間	-22.5時間
■■■■ (14)	月給	188.5時間	-25.8時間	36.5時間	-9.8時間
■■■■ (27)	月給	153.3時間	-21.7時間	1.3時間	-12.7時間

総労働時間は freee の勤怠の集計どおりで、有給休暇を取った日の時間を含みます。

確認の結果に応じた対応

- 勤怠の記録が実際の勤務と違う場合は、freee人事労務の勤怠画面で直し、給与を計算し直してください。
- 繁忙期・休暇の取得・シフトや勤務体系の変更など実態どおりの変化であれば、対応は不要です。

控除項目の変化（先月から）

－ 変化の確認

対象 ■■■■ (14) ／2026年9月支払い分と2026年10月支払い分の比較

支給額は変わらず、控除だけが前月より増えました。

控除の差（前月比）			
+17,855円			
変動した項目	先月	今月	差
厚生年金保険料	40,260円	53,985円	+13,725円
健康保険料	21,670円	29,058円	+7,388円
所得税	26,230円	22,800円	-3,430円
子ども・子育て支援金	506円	678円	+172円

確認の結果に応じた対応

- 意図しない変化（控除の金額が変わった・新しい控除が増えた）がある場合は、正しい金額に直してください。
- 住民税が年度の途中で変わった場合は、登録の住民税額が特別徴収税額の変更通知書の月額と同じかを確かめ、違えば直してください。

新しい控除（社宅費や立替金の返済など）は、給与から控除する項目として労使協定（賃金控除の協定）に定めがあることを確かめ、定めが無い場合は協定に加えてから控除してください。

対象 (3)・ (13) / 2026年9月支払い分から2026年10月支払い分まで

固定的賃金は、freee の手当設定で「固定的賃金の計算」を「含める」にした毎月支給の手当（5項目: 役職手当・技術手当・住宅手当・家族手当・調整手当）と基本給・固定額の通勤手当で数えています。

毎月決まって支払う給与（基本給や固定手当）が変わった方です。

お名前	変わった月	変更前	変更後	3か月平均の確認
(3)	2026年9月支払い分	331,000円	336,000円	2/3か月目
(13)	2026年9月支払い分	430,000円	450,000円	2/3か月目

今の時点での手続きは不要です。3か月目の給与が確定した月に、随時改定に当たるかが決まります。

そのあとの対応

随時改定の月額変更届を提出する

▲ 確認待ち（届出の確認）

対象 (5) / 2026年10月支払い分

点検項目：随時改定（月額変更届）の候補

必要な対応

月額変更届の提出状況を確認、未提出なら提出してください。

freee の標準報酬月額を、標準報酬改定通知書の金額に直してください。

確認できた事実

2026年8月に毎月決まって支払う給与（基本給や固定手当）が420,000円から500,000円に変わりました。

(5)

2026年8月からの3か月の報酬の平均で計算した標準報酬月額と、いまの登録は次のとおりです（2026年11月分から改定されます）。

8～10月の平均	計算した標準報酬月額（11月分から）	いまの登録
538,510円	530,000円	410,000円

(5)

2026年7月に毎月決まって支払う給与（基本給や固定手当）が0円から320,000円に変わりました

- 2026年7月からの3か月の報酬の平均で計算した標準報酬月額と、いまの登録は次のとおりです（2026年10月分から改定されます）。

7～9月の平均	計算した標準報酬月額（10月分から）	いまの登録
514,510円	500,000円	410,000円

給与への影響・根拠

随時改定の標準報酬月額は、固定的賃金が変わった月から4か月目の保険料から適用されます。

登録しないと、保険料が前の額のまま控除されます。

対応後の確認事項

標準報酬改定通知書の改定年月と改定後の標準報酬月額が、freee の登録と同じであること。

[1ページの対応一覧へ戻る](#)

有給休暇の年5日の取得を進める

▲ 注意（有給休暇の取得の期限）

対象 2名／2026年10月12日時点の有給休暇の取得日数

点検項目：有給休暇の年5日取得の進み具合

必要な対応

期限までに5日に届かない分は、会社から取得の時季を指定してください。

確認できた事実

画面で確認した25名のうち、年10日以上が付与がある方は18名です。

期限まで4か月以内に取得が5日に満たない方は2名で、次の表のとおりです。

お名前	取得の期限	期限まで	取得した日数
■■■■ (6)	2026年10月31日	あと19日	2日
■■■■ (22)	2026年10月31日	あと19日	1日

対応後の確認事項

年次有給休暇管理簿で、期限までの取得日数が5日以上であること。

[1ページの対応一覧へ戻る](#)

付録の案内

次の付録の一覧は、別紙『付録（対象の方の一覧）』にあります。

- 付録1 登録内容の変更「健康保険の標準報酬月額」（15名）
- 付録2 登録内容の変更「厚生年金の標準報酬月額」（15名）
- 付録3 支給項目の変化「特別調整手当」（1回・5名）

点検一覧（全48項目）

対象月	2026年10月支払い分（勤怠 2026年9月1日～2026年9月30日）
締め日・支払日	月末締め・翌月末日払い。社会保険料は翌月徴収
勤怠の管理方法	freee人事労務の勤怠機能
対象の方	25名（当月の給与明細の件数。在籍の人数とは一致しないことがあります）
点検の方法	freee人事労務のデータを読み取りだけで点検（点検日 2026年10月12日）

● 点検・照合済み 23 項目 うち照合済み 2	■ 修正が必要 4 項目	▲ 注意・確認待ち 10 項目 うち点検未完了 5 うち変化の確認 1	－ 変化の確認 4 項目	－ 対象外 6 項目	◇ 案内 1 項目 設定診断に記載
---	------------------------------------	---	------------------------------------	----------------------------------	--

1つの点検項目から、対象の方ごとに複数の件が出ることがあります（1ページ目は件の数、この一覧は点検項目の数です）。「照合済み」は、根拠（料率・最低賃金額・限度額など）と見比べて、一致を確認できた項目です。「点検済み（検出なし）」は、その点検で問題を検出しなかったという意味で、正しさを確認したという意味ではありません。

#	点検項目	状態	結果
1	支給項目の変化（先月から）	▲ 変化の確認	対象5名 (7ページ)
2	控除項目の変化（先月から）	－ 変化の確認	対象1名 (8ページ)
3	固定給の変動（随時改定の起点）	－ 観察中	対象2名 (9ページ)
4	管理監督者・裁量労働制の方の遅刻・早退の控除	○ 点検済み（検出なし）	
5	社会保険料の変化（先月から）	○ 点検済み（検出なし）	
6	手取りの額（マイナスやほとんど残らない方）	○ 点検済み（検出なし）	
7	支給0円の明細（休職等の確認）	○ 点検済み（検出なし）	
8	随時改定（月額変更）の反映	■ 修正が必要	対象1名 (3ページ)
9	随時改定（月額変更届）の候補	▲ 確認待ち	対象1名 (9ページ)
10	住民税の登録と天引き	○ 点検済み（検出なし）	
11	定時決定（算定基礎）の反映	■ 修正が必要	対象2名 (3ページ)
12	時間外労働の上限（36協定・複数月平均80時間・単月100時間）	▲ 点検未完了	※1
13	18歳未満の深夜・時間外	▲ 点検未完了	※1

#	点検項目	状態	結果
14	支給額の極端な変動	○ 点検済み（検出なし）	
15	最低賃金との比較	▲ 確認待ち	対象2名 (5ページ)
16	登録内容の変更（今月から・来月以降の予定）	- 変化の確認	対象15名 (7ページ)
17	振込口座の変更（誤振込防止）	○ 点検済み（検出なし）	
18	通勤手当の非課税限度額（距離区分・公共交通は月15万円）	● 照合済み	限度額の超過なし
19	保険料・税の計算チェック（健康保険・介護保険・厚生年金・雇用保険・所得税）	● 照合済み	一致（計算チェックの結果、差異なし）
20	二以上事業所勤務の按分（2か所以上に勤めている方の保険料）	○ 点検済み（検出なし）	
21	入社の手続き（資格取得届）	○ 点検済み（検出なし）	
22	退職の手続き（資格喪失届・離職票）	○ 点検済み（検出なし）	
23	勤怠の入力（1か月分の記録）	▲ 確認待ち	対象5名 (6ページ)
24	出勤日数と労働時間の整合	- 対象外	3か月に1回
25	打刻・休憩・勤怠の申請の状況	■ 修正が必要	対象3名 (2ページ)
26	年齢による保険の切り替わり（介護保険・70歳以上など）	○ 点検済み（検出なし）	
27	残業時間と残業代の支給	▲ 点検未完了	※1
28	固定残業代を超えた残業の支給	▲ 点検未完了	※1
29	みなし残業単価の据え置き	○ 点検済み（検出なし）	
30	有給取得日の賃金の支給確認（時給・日給の方）	○ 点検済み（検出なし）	
31	月60時間超の50%割増	▲ 点検未完了	※1
32	勤怠時間の先月からの大きな変化	- 変化の確認	対象5名 (8ページ)
33	標準報酬と実際の報酬の差	○ 点検済み（検出なし）	定時決定・随時改定の差は、それぞれの件に記載
34	時給・日給の単価と雇用区分の変更	○ 点検済み（検出なし）	

#	点検項目	状態	結果
35	退職月の社会保険料（2か月分の控除）	○ 点検済み（検出なし）	
36	月の途中の入社・退職の日割り計算	○ 点検済み（検出なし）	
37	先月と同じ内容の明細（勤怠の取り込み）	○ 点検済み（検出なし）	
38	産前産後・育児休業中の社会保険料の免除	■ 修正が必要	対象1名 （4ページ）
39	設定診断で見つかった項目の対応状況	◇ 設定診断に記載	次回の給与に関わる件はありません
40	給与明細の直接編集（計算のあとに手で直した明細）	○ 点検済み（検出なし）	
41	社会保険の加入手続き（加入要件を満たす方）	- 対象外	3か月に1回
42	雇用保険の加入と保険料の控除	○ 点検済み（検出なし）	
43	同日得喪（60歳以上の再雇用で標準報酬月額をすぐ見直す手続き）	○ 点検済み（検出なし）	
44	従業員の登録内容（社員番号の重複・空欄など）	- 対象外	3か月に1回
45	保険情報の登録点検（基礎年金番号・整理番号・直接入力）	- 対象外	個別に点検
46	賞与の社会保険料（免除と標準賞与額の上限）	- 対象外	賞与の支給がある月のみ実施
47	所定労働時間と実際の労働時間の差	- 対象外	個別に点検
48	有給休暇の年5日取得の進み具合	▲ 注意	対象2名 （10ページ）

※1： (1)・ (16)・ (4)・ (11)・ (15) は勤怠の記録が無いいため点検できていません（5項目）

※ 3か月に1回：月ごとの変化が小さいため、3か月に1回の周期で点検する項目です（3項目）